

第1回環境社会配慮審査会

日時 平成19年4月9日(月) 15:00~17:00

場所 JICA本部11階テレビ会議室、JICA兵庫テレビ会議室

出席委員 (敬称省略)

委員	石田 健一	東京大学海洋研究所海洋生命科学部門助手
委員	織田 由紀子	日本赤十字九州国際看護大学教授
委員	菊地 邦雄	法政大学人間環境学部教授
委員	田中 充	法政大学社会学部及び政策科学研究科教授
委員	長畑 誠	いりあい・よりあい・まなびあいネットワーク代表
委員	中村 玲子	ラムサールセンター事務局長
委員	中山 幹康	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻教授及び 専攻長
委員	野村 徹	日本シンガポール石油化学㈱代表取締役
委員	長谷川 弘	広島修道大学人間環境学部人間環境学科教授
委員	原嶋 洋平	拓殖大学国際学部准教授
委員	藤倉 良	法政大学人間環境学部教授
委員	真崎 克彦	清泉女子大学地球市民学科准教授
委員	村山 武彦	早稲田大学理工学術院創造理工学部教授
委員	柳内 龍二	個人コンサルタント

欠席委員

委員	小林 正興	大阪府環境農林水産総合研究所 企画調整部 企画課
委員	平山 義康	大東文化大学環境創造学部教授
委員	藤崎 成昭	(独)日本貿易振興機構アジア経済研究所新領域研究センター 次長

事務局

木下 俊夫	独立行政法人国際協力機構 企画・調整部次長 兼 ジェンダー・環境社会配慮審査グループ長
渡辺 泰介	独立行政法人国際協力機構 企画・調整部 ジェンダー・ 環境社会配慮審査グループ 環境社会配慮審査チーム長

比嘉 勇也 独立行政法人国際協力機構 企画・調整部 ジェンダー・
環境社会配慮審査グループ 環境社会配慮審査チーム

村瀬 憲昭 独立行政法人国際協力機構 企画・調整部 ジェンダー・
環境社会配慮審査グループ 環境社会配慮審査チーム

委員・事務局以外の発言者

青木 智男 日本工営 株式会社

石井 好正 電源開発 株式会社

島田 俊子 アイ・シー・ネット 株式会社

西宮 宏信 日本工営 株式会社

村山委員長 それでは、第1回の環境社会配慮審査会を始めさせていただきます。年度が変わりましたので、第1回ということになっております。今日は、JICA兵庫の方がいらっしゃいませんが、録音のためマイクのボタンを押してお話をお願いいたします。

第1議題は、ネパール国「アッパーセティ水力発電計画調査」の答申案協議ということになっております。開始が少し遅くなりましたので、予定では5時終了ですが、少し延びることをご承知おきいただきたいと思います。担当の委員の方から出していただいたコメントに対して、対応案ということで資料を作成していただいています。全部で14ページあり、加えて添付資料というのがあります。一つ一つ細かく説明をしていくとかなり時間を要して、5時過ぎでもちょっと終わらないということになりますので、少しグループごとに分けて簡単にご説明をいただいた後、各質問、コメントを出していただいた委員の方から、追加のディスカッションをさせていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

まず最初、質問ですが、1から4までいただいています。これについて、既に対応案をまとめていただいています。少しご紹介をいただけますでしょうか。よろしく願いいたします。

石井 それでは、ご質問の1からご説明させていただきます。

ご質問の1は、国際河川の上流下流問題についてということでございますが、本計画の実施に伴う国際河川の下流国への影響に関する調査・研究は行われておりません。一般に、国際河川で問題となりますのは、上流国内で水を消費してしまうという場合と、それから下流国への

流量が大きく変化すると、この2つだと思います。

一番初めとして、本計画は、発電専用のプロジェクトでございますので、河川の流量の時間的な変化は生じさせますが、ネパール国内での水を消費して年間に流下する水の総量を減少させるわけではございません。また、季節的な流量の変化につきましては、貯水池の発電に使う「有効貯水池容量」と申しますが、これが約1億7,000万トンで、流入量33億トンに比べて小さいため、その下に表を書きましたが、インフローというのが貯水池がない場合の河川の流量でございます。アウトフローと書いてございますのが、貯水池ができて発電をした場合の流量でございます。ごらんいただくとわかりますように、貯水池をつくりましたことによる季節的な流量の変化は非常に小さいと言えます。

それから、2番目として、ネパールとインド国境での流量でございますが、次のページをごらんいただきますと、Aとしてセティ川のダム地点の流量が年間平均で107トンでございます。セティ川がいろいろな川と合流いたしまして、ガンダキ川となりましてネパールからインドに流れることとなりますが、この流量が1,767トンということで、AとBの比をとりますと約6%ということで、セティ川の流量というものはガンダキ川の流量に占める割合は小さいと言えます。

それから、2番目として、インドはこの計画についてどのような対応をしているかというご質問でございますが、インドからの対応は何も聞いておりません。また、インドとネパールの間では、ともに電力の不足の問題を抱えておりますが、融通ということで互いの需要供給関係を見まして、輸出入をしております。

以上でございます。

青木 続きまして、コメント2番に参ります。

「潜在的な環境影響」という言葉を表題で使っておるところを、顕在的な影響はないという意味かということにつきましては、英文の方で「本事業で想定される環境影響」という意味で、「ポテンシャル・エンバイロメント・インパクト」というものを和訳したときに「潜在的な」という言葉を使っておりましたけれども、これはご指摘のように誤解を招くおそれがあります。そして、実際に「顕在的な影響」が貯水池建設に伴う植生や動物の生息地の喪失などとして発生いたしますので、この「潜在的な」という言葉は表題から削除させていただきたいと思いません。

島田 続きまして、いただきましたご質問3番のステークホルダーと住民の意見は区別して整理、理解できないかというご質問でございますが、環境レポートの表中に記載しております

コメントやフィードバックというものは、協議参加者の方の意見を集約したものでございます。当日、ステークホルダー協議で配布しております「コメント・フィードバックスリップ」というものには、名前と住所欄のみを設けているため、どのコメントが住民の方、それ以外の参加者の方からのものか判別することはできません。

しかし、類似コメントが影響VDCの各地域から出ている点や、協議中に表明された住民の意見とも同じ意見が含まれている点、それから複数住民の方から直接いただいております意見書等も内容的に遜色がない点から、これらレポートに記載した表中のフィードバック、コメントは住民意見を反映しているにとらえて問題ないと考えております。

また、カトマンズでのステークホルダー協議では、住民が参加者に含まれていないため、大局的な見地からの意見が多かったのですが、ダマウリで開催しました2回のステークホルダー協議では、住民とそれ以外の政党代表者あるいは政府関係機関の職員の方との意見とに大差は見られないのが実態でございます。なお、これらの点をファイナルレポートの際に記載したいと思っております。

以上です。

石井 4番でございますが、本計画では、1として、毎年1回貯水池にたまった土砂を排出するために貯水池を空にすること、2として、乾期には発電のために貯水池水位が変動することから、調査団としては貯水池自体をレクリエーション利用することは難しいと考えております。

また、貯水池周辺のレクリエーション利用については、NEAから今まで特に提案はございません。

青木 では、引き続き答申案の5番と6番、よろしいですか。

村山委員長 ちょっと1回、ここで切らせていただきたいと思います。

質問を出していただいた委員の方々、きょうご出席だと思っておりますが、今のような対応案というか回答で、大体質問についてはよろしいでしょうか。

それでは、次にいかせていただきたいと思います。

答申案について、5番から10番のレポートの扱い、代替案の記載、それからダムの必要性のあたり、ここまで一区切りとして、対応案についてご説明をお願いしたいと思います。

青木 初めに5番、6番についてです。

まずメインレポートとは別冊になっております「環境社会配慮レポート」が本調査における正式な環境社会配慮レポートであるという位置づけ、ご指摘のとおりでございますので、メー

ンレポートの方にそのような旨を明記したいと考えます。

それから、代替案の扱いにつきましてですけれども、こちらもご指摘のとおり、レポートの後ろの方に位置しているような状況でわかりにくいような面がありますので、レポートの初めの方の章に配置させていただきまして、前後関係をつじつまが合うようにさせていただきたいと思えます。

石井 7番は、特に補足はございません。

引き続きまして、4ページ目の8番と9番でございますが、まず8番につきましては、貯水池式地点選定の過程で、ネパール国のNational EIA Guidelinesに基づいて、初期環境を地点ごとに検討していることをレポートの方に記載いたします。

それから、第3章の「3.3 貯水池地点選定に関する調査」の記述は、後ろの方でございます。終わりから3ページ目に添付資料 - 1 というのをつけまして、このように記載の内容を変えさせていただきたいと思えます。

コメントの9でございますが、貯水池式地点の選定のプロセスについて、第1位の地点が国立公園内に位置しているということで、レポートの方でちょっと説明不足でございまして、ネパール国の法令では、国立公園内の立地については特に規定はございません。NEAとしましては、この地点のF/Sの実施については関係省庁の合意が必要であり、これに時間を要することから、第2位のアップーセティ地点をF/Sの実施地点として選定しております。

あとは、8番の方と同じようなお答えになります。

それから、9番の中で「アップーセティ地区内での立地選定と環境評価」ということで、地域内での立地選定と影響評価につきましては、11章でダム地点の選定理由について述べております。ダム地点は、NEAが選定した地点しかないと判断いたしまして、水路ルート及び発電所の位置は代替案が考えられるため、10章に記しました5案を作成し、比較・検討をいたしました。これらのことは第9章に、ここに書きました旨の記載を追加いたします。

それから、10番でございますが、これは表現が舌足らずでございまして、「貯水池の有効利用」とは、満水位を下げることも含んでおりますので、10章の表現は改めます。

以上でございます。

村山委員長 ありがとうございます。

それでは、この部分について何か追加のコメント等ありますでしょうか。野村委員、どうぞ。

野村委員 これは、文章の表現上の問題なのかもしれませんが、対応案の(9)で、「DFRの3.3.2で述べたように、(国立公園内の立地について、ネパール国での法令での規定はな

いが)」という括弧内の表現があり、この後の添付資料 - 1 の中でも同様の表現があります。これは国立公園内での開発プロジェクトの実施を禁止するような規定はないが、という意味でしょうか。

石井 さようでございます。

野村委員 であれば、そういう旨きちんとして書いていただいた方がいいのではないかと思います。

それから、やはり添付資料 - 1 ですけれども、一番最後の(3)の結果のところですが、「スコアリングの結果、1地点の点数が低かったが、他の9地点の点数に差異がなかった」という表現になっていますが、「低い」というのがいいことなのか悪いことなのか、表現上よくわかりません。最終的に経済性の順位づけを行ったのは、9地点の中で行われたという趣旨ですよね。

石井 まずスコアリングですが、点数が高い方がよい。

野村委員 という前提ですか。

石井 はい。

野村委員 わかりました。

石井 それから、経済性の順位づけですが、これは10地点全部で行っております。ただ、点数の低かった地点は、経済性の評価では下位の方に順位づけされました。

村山委員長 野村委員、よろしいですか。 そのほか、いかがでしょうか。

私の方のコメントに対して対応いただけるということですが、代替案の考え方を前の方に出していくと、それぞれの代替案について、環境社会配慮を検討していくということになるような気がするんですけれども、そういうような整理を全体的にさせていただけるという理解でしょうか。それとも、また別の考え方をお持ちなのか。そのあたりはいかがでしょうか。

青木 環境社会配慮調査の中で、満水位のレベルをかえて、森林だとか住民移転だとか、いろいろ環境項目ごとに検討しておりますので、そういったことについては整理して述べることができます。

村山委員長 そのほかいかがでしょうか。よろしければ、次のところに入りたいと思います。

次が、調査結果のまとめ方ということで3つコメントをいただいておりますが、ここについてご説明をお願いいたします。

青木 まず11番ですけれども、こちらは2点ご指摘いただいております、第9章以外のところで環境に関連する内容を含んでいるということで、要点、結論を9章で網羅することが望

ましいということですが、ご指摘のように、ほかに関連する内容と申しますと、貯水池堆砂処理とか代替案比較がございます。こちらの方も第9章の方に要点、結論を入れさせていただきます。それと、14章の14.3で「詳細調査時にさらに実施すべき調査と提言」という各項目がありますけれども、この内容と第9章の中ですべて取り上げられているかということにつきましては、記載箇所相互の整合性を確認した上で、必要に応じて加筆修正をさせていただきます。

それから、12番になりますけれども、環境影響評価の結論の評価の部分が明確に書いていないというご指摘を受けておまして、これにつきましては、ご指摘のような点がありますので、各環境項目について、本調査を通じて得られた情報に基づいた緩和策案の効果をできる限り評価したものを記述した上で、その一方で、本調査でいろいろとデータのアベイラビリティだとか調査中のいろいろな制約などによってわからなかった点、それから不確定である点、不明確な点などについても整理した上で、本事業の次ステージで実施すべき事項なども整理した結論を、それぞれの環境項目ごとに整理するように加筆したいと考えております。

それから13番、下流部地域への影響。こちらにつきましては、Part Cの3.4で、下流部地域への影響のセクションが、自然環境のところを書いてあるところが明確でないという点につきまして、ご指摘のとおりですので、これにつきましては、自然環境の章に「下流部地域への影響のセクション」というのを1本立てまして、そこに本事業サイトの水文・立地上等の位置づけから始まりまして、水質・水量、また漁業や農業などの経済活動への影響や緩和策などについて整理した上で、まとめたいと考えております。

村山委員長 ありがとうございます。ここについて、いかがでしょうか。野村委員、いかがでしょうか。特によろしいですか。

13番の点については、セクションを追記していただけるということですが、前回の説明会の中では、特に影響は大きくないというようなお話があったと思うんですけれども、そういう理解は特に変更ないということでしょうか。

青木 すみません。前回で「影響が大きい」というふうに申し上げたかちょっと正確に覚えていないんですけれども、後の章でも同じような質問、コメントをいただいているんですけれども、現時点での見解としましては、下流部の影響につきましては、距離が離れば離れるほどなんですけれども、影響要因が複合的になったりとか、累積的なものが出てきたりして、いろいろと不確実性が出てくるところ、本調査の現時点での結論としましては、プロジェクトによって極めてクリティカルな影響が、例えばある種が完全に絶滅する可能性が極めて高いと

か、そういったような結論には至っていないというような言い方になっています。

その一方で、やはり下流域については後ほどのコメントでも出てくるんですけれども、広域的・長期的に見ると、特に生態系への影響というのはわからない面がございますので、その辺については本事業の枠を越える部分もありますので、その一方で国際的取り組みとか、もちろんネパール国としての取り組みも含めまして、そういったものを提言させていただきたいといった感じでまとめさせていただきたいと考えております。

村山委員長 わかりました。それでは、よろしければ次のところに入りたいと思います。次は、14番から18番で、動植物生態系への影響ということです。よろしくお願いします。

青木 初めの14番、森林及び植生の環境影響が補償の問題だけである根拠ということですが、補償の内容としましては、ネパール国の森林法で規定されています樹木1本の伐採に対して、25本の植林を代償措置で行うという規定がありまして、そのコストを算定したものになっていて、それについてちょっと対応案に書いてありますけれども、この趣旨は、要するにお金だけ払うということとか木さえ植えればよいということではなくて、森林及び植生伐採等に伴う影響に対する緩和策というのは行っていくといった趣旨です。

次に、運用時について「野生生物の生息環境への深刻な影響を及ぼすおそれは少ない」ということについてですが、ご指摘のとおり、広大な地域を水没させる、またその状態を長期にわたって維持するという影響自体は、動植物の生息・生育域を、その場所において消失・改変させるという明確な事実でありますので、これを否定するかのような誤解を招かないように「野生生物の生息環境への深刻な影響を及ぼすおそれは少ない」と表現は削除させていただきたいと考えております。

また、本事業によって希少種の絶滅するおそれがないという点につきましては、調査対象地域で特定されております貴重種等の重要な種が、本事業により唯一の生息環境を消失するというわけではございませんで、近隣に同様の生育・生息環境があるということ、植物についても事業用地外にも同種のものが生育しているという観点から、種の絶滅を招くおそれは極めて低いと評価しております。

次に、16番ですが、16番ですけれども、「孵化場の拡張案によって魚類等に対する影響が緩和され、問題のないレベルになるということが明確であれば、それを記述ということですが、まず1点は、既存のプロジェクトで「Kaligandaki Aプロジェクト」というのがあるんですけれども、こちらの方で孵化場をやっておりまして、本プロジェクトの実績、それから近い点とかいろいろ勘案した結果、Kaligandaki Aプロジェクトで使っております孵化場の拡張による魚類の放

流ということを提案させていただいておりますけれども、こちらでは主に漁業の対象となるような経済性のあるような魚種を養殖しております、ただ、八、九種に限られておまして、例えばこの本調査では36種のような魚種が見つっておりますところ、すべての種をカバーするわけではないという点があります。そういった点と、事業実施によります水文条件の変化などによって、魚種構成は、場合によっては種数の減少ということもあり得ると考えますけれども、そういったものが想定されます。その一方で、本計画のようなダムがとても高い、それから地形条件等を考えますと、魚道設置などの対策は効果・費用の面からほぼ現実的ではないということとして、ダムによる移動遮断を回避・緩和することは不可能であると考えております。

一方で、ダム上流部に遡上していきます回遊魚種は、本対象地域のセティ川と合流するマディ川、広くはその下流の方で、また合流しますトリスリ川の流域河川のような支流でも見られるような種でございます、という一方で、だからといってその影響がないとか少ないとかというわけではなくて、本事業による回遊魚類への影響の深刻さについては一概には特定できないというところ、先ほども少し述べましたけれども、国際機関の協力のもとで、ネパール国の環境ですと環境科学技術省が主管庁となりますけれども、または関係研究機関などが国際的な取り組みも含めて、関連河川の広域・長期的なモニタリングの実施とその実施体制づくりを行っていくことが必要だと考えております。そういったことを、今回、現地へ行ったときなどの協議時に提言するとともに、報告書へ記載させていただきたいと考えております。

長くなりましたけれども、17番ですが、植物、動物とも貴重種、希少種の有無のみで判断すべきではないという点につきましては、ご指摘のとおりと考えております。生態系保全の観点からは、地域を特徴づける一般的な種の保全も当然必要となります。この点からは、対象地域で見られるような植生はサイト近傍でも見られるものでありまして、周辺地域と比較して特殊な環境ではないというようなところ、それから魚類を含む水生生物につきましては、先ほど述べましたように、ダム上流のみの極めて限られた固有種ではないというような状況でございます。

引き続き18番、国際河川であるということを念頭に置いた自然環境アセスメントの実施と影響回避、最少化、代替措置の完全な実行に努めていただきたいというコメントをいただいておりますけれども、こちらにつきましては、先ほども述べさせていただきましたように、本事業の実施に起因するものや、流域内でのそのほか原因に基づく複合的・累積的な魚類・水生生物及びそれらに依存した鳥類やその他動物に対する影響については、国際的取り組みも含め関連河川のモニタリングを広域・長期的な実施していく必要があると考えます。要するに、このプロジェクトの範囲を越えたところでの取り組みというのも非常に重要ではないかというふうに

提言させていただきたいと考えております。

一方で、本事業の工事による影響の可否、最小化、代償措置の実行につきましては、環境管理計画のところで述べさせていただいておりますように、各関係機関がそれぞれの役割を適切に実施するように、現地協議時に確認した上で報告書に明記させていただきたいと考えております。

村山委員長 ありがとうございます。それでは、この部分いかがでしょうか。 菊地委員、どうぞ。

菊地委員 15番の後段と17番というのは同じようなことが問われているんですけども、15番で「ファイナルレポートに追記します」という、そこの何行かの書き方よりも、17番で説明されている説明書きの方が、私は内容的に妥当な内容のように思えるんですね。ちょっと混ぜこぜで、少し修文された方がいいのではないかなという気がします。

村山委員長 そのほかいかがでしょう。中村委員はよろしいですか。

中村委員 結構です。

村山委員長 それでは、今のような菊地委員のご意見を参考にさせていただきたいと思います。

次が19、20で、水質の予測と富栄養化についてです。項目は少ないですが、意見は割と多く出ていますので、ご説明の方をお願いいたします。

西宮 まず19番、ダム湖の水質予測についてですが、ご指摘のように、今回の水質調査は乾期の終りと雨季の後半の2回のサンプル調査から評価していますから、今後さらに詳細な研究を行うために、水質調査の継続を提案の中に含めたいと考えております。

また、富栄養化の判定については、Vollenweider Modelにより評価しておりますが、ご指摘のように、Vollenweider Modelの式及び用いた値の記述はファイナルレポートに含めるようにしたいと考えております。

続きまして、20番の富栄養化対策の内容についてですが、ご指摘の事項についてはレポートの記述が不十分と考え、追加説明をさせていただきます。

富栄養化防止対策としては、大きく流入栄養塩の制御、すなわち貯水池外における対策と、貯水池内での対策に分類されます。富栄養化対策において、流入栄養塩負荷の削減が重要と考えられますが、ネパール国の法整備状況及び下水処理の状況、国の財政面をかんがみした場合、貯水池外対策を本案件の中で見込むことは困難と判断し、貯水池内対策の検討を行いました。しかしながら、ネパール国政府が今後改善すべき点と考えられますので、富栄養化対策における貯水池外対策の項目と、その重要性についてはレポートの中に明記するようにいたします。

続きまして、貯水池内対策の方についてですが、富栄養化現象の影響は、植物プランクトンの異常増殖の結果生じるものです。植物プランクトンの増殖には、「無機態の栄養塩」、「光」、「水温」及び増殖する「時間」が必要であり、いずれの条件が欠落しても増殖することができません。貯水池内対策は上記条件を制限することにより植物プランクトンの異常増殖を抑制することを目的として計画しております。

本プロジェクトにおきましては、河川の透明度が低く日光を通しにくいこと、貯水池容量に比べて水量が豊富であるため、植物プランクトンの発生しやすい夏場にほぼ24時間運転を行っている点に注目いたしました。建設後、ネパール国側がオペレーションする上で曝気システムのような複雑なシステムを導入することは難しく、維持管理の容易さは重要なファクターの一つと考えております。

分画フェンスは低コストと維持管理の容易さから注目されている富栄養化対策の一つでありまして、日本国でも幾つかのダムに導入されて効果を上げております。これは貯水池の上下流方向を止水性のフェンスで仕切り、流入水を下方に迂回させることによりまして、河川水から栄養塩が供給される貯水池内の位置を深くすることを目的としています。その結果、光制限効果が働いて光合成量が減少し、藻類等の植物プランクトンの増殖が抑制されるという方法です。特にセティ川は、ネパール語で「白い川」という名前の由来にあるように、浮遊砂により白く濁り透明度が低いために、分画フェンスを設置することにより植物プランクトンの発生に対する抑制効果が期待できます。また、取水口のある中間層へ流入水を送ることにより栄養塩を含んだ水が毎日の発電操作により下流部に放流されることが考えられます。

また、分画フェンスは河川流入水に対する対策ですが、富栄養化対策として湖底に堆積した栄養塩の溶出に対する考慮があります。これについては、排砂操作の期間をできるだけ長くとることにより対応することを考えております。雨季の始まりである6月から7月にかけては、乾期に地表面に蓄積された栄養塩が雨水、中小洪水により流出し、河川水の栄養塩濃度が高くなると考えられますので、この時期に1カ月間ゲートを開放して低部の流入土砂とともに栄養塩を排出することを考えております。

この両対策を実施することにより植物プランクトンが活発に活動する貯水池表面への栄養分の供給を防ぎ、植物プランクトンの異常増殖抑制に寄与するものと考えております。

以上です。

村山委員長 この点について幾つかコメントいただいておりますが、いかがでしょうか。田中委員、どうぞ。

田中(充)委員 対応案の方で、要するに流域対策のような考え方も、ネパール国の方に重要性を明記すると、そういう趣旨の整理というふうに理解したんですが、私もそういうことをした方がいいかなということでコメントをさせていただいております。そういう点では、このあたりをどのあたりに書くのか、その点のお考えが今時点であれば教えていただきたいんですが。どのあたりというのは、ファイナルレポートのどの章あたりに書くご予定なのか。

西宮 一応、この「富栄養化対策」という項目の中で同じように書かせていただきます。貯水池外対策と貯水池内対策が2種類あるということで書かせていただきます。

田中(充)委員 たしか、後ろの方に流域管理のそういう章というか、節があったように思いますが、そことは関連させなくていいですか。流域全体をとらえて対策を講じていくかとか何か、たしかそんな節があったように私はレポートを見ていて思ったんですが。

村山委員長 今の点はすぐ確認できますでしょうか。少し時間が必要であれば、後ほどお答えいただければと思います。

西宮 そうですね、どのように含めるかは、また後ほど検討したいと思います。

田中(充)委員 お願いします。

村山委員長 そのほか、いかがでしょうか。菊地委員はよろしいですか。

今日の対応案を拝見すると、コストが安いだけでなく効果もあると、そういうことを追加していただけるということですね。原案ではコストしか書かれていなかったのも、非常に意見が出たのではないかと思います。この点よろしく願いいたします。それでは、よろしいでしょうか。では、次の21番、22番の堆砂・排砂の件ですね。よろしく願いいたします。

石井 まず21番の1)でございますが、原因につきましては、GISマップを利用した土砂発生源の検討により、貯水池から四、五十キロ上流の流域北部が大きな発生源と考えられております。対策につきましては、6章に記しましたように、毎年1度貯水池からの排砂を計画しているほか、第9章に記しました貯水池より上流域での生物工学的な対策、砂防ダムの構築の提案をしております。対策につきましては、より詳細な調査が今後必要と考えております。

それから次の10ページに参りまして、3)でございます。これは(22)のコメントと一緒にお答えさせていただきます。

22番でございますが、1番の堆砂対策としての表現でございますが、「実施することが望ましい」というような表現になってございますが、これはご指摘のように「実施することが必要である」と記述を訂正いたします。

22番の2番目でございますが、まず対策につきまして、一部、表現が不足しておりましたの

で、要旨として以下のように修正いたしますということで、日本の出し平ダムの事例では、6年間貯め込んだ土砂を流量の少ない冬期に排砂したため、下流への水質を悪化させたと考えられる。この出し平ダムでの検討の結果、毎年出水期の6月から8月に排砂を実施することに改められた。排砂する水の水質を悪化させないためには、排砂の頻度が多い方がよいと考えられております。また、海外のほかの事例では、適切なモニタリングのもと毎年排砂を行っている例が多々ございます。一方、第6章に記載のように、貯水池機能維持のためには、毎年の排砂操作が必要であり、現時点では毎年1度、雨季の初めの6月から7月に貯水池を空にして、ダムに設置された排砂設備からの排砂を提案しております。

さらに、排砂操作中の水質悪化を防ぐために、1番として排砂操作開始前に排砂ゲートを部分開放し、酸素を含んだ新鮮な水を貯水池の底部に送ることにより底部水質を改善する。2番目として、8月、9月の出水時の余剰水を利用して、ダムの水位を低下させない状態で排砂ゲートを開ける操作を行いまして、貯水池の排砂の進行及び下流の河床低下を抑制するとともに、貯水池の水質改善を図ることといたしたいと思っております。

この上記の操作を実施することによりまして、これまでの事例から著しい下流水質の悪化は緩和されるものと考えられます。また、雨季に排砂操作を実施することにより、ダム下流で合流いたしますセティ川とほぼ同じ流域面積を持ちますマディ川からの流入水により影響が緩和されるものと期待しております。なお、さらに詳しい排砂の方法につきましては、詳細設計時に検討する必要があると考えております。

また、水質悪化を避けるために、2.1で述べました排砂方法による影響緩和策を考えております。また、孵化場からの魚類の放流も緩和策の一つとして提案しております。

それから、下流部での生物調査を行うというコメントをいただいておりますが、これは行うことで提案いたします。

青木 続きまして、23番、景観についての検討・評価でございますけれども、こちらは、貯水池サイト周辺及びダムを含みますプロジェクト関連施設サイトは、観光地であったりとか、また観光客が訪れるような展望地があって、優れた眺望地点があるというようなところではございませんでして、そういった点から本調査における補足環境影響評価調査のスコーピング時に調査対象項目から外させていただいております。そういうことで、報告書の中で記載されておられません。

村山委員長 それでは、21番、22番の点について、何か追加でコメントありますでしょうか。よろしいですか。菊地委員、どうぞ。

菊地委員 まず23ですけれども、別に記載しなくていいですけれども、こういうこと。ただし、景観というのは、展望地があって眺望がいいとか悪いとかいう問題だけではないはずなんですよね。要するに、生態系の総体としての景観という見方があるわけで、そういう意味では今のアセスの最新の技術とか、そういうところには入ってきているはずなので、そういうご理解はしておいていただきたいと思います。ここで別に入れろという意味ではありませんけれども、その理解はちょっと違うのではないかなと思います。

それから、排砂の方ですけれども、年に1回やるということで、質問ですけれども、この間というのは発電はできなくなると。

石井 はい、排砂をしている間は発電はできません。

菊地委員 それと、質問ですけれども、その間は例えばダンプで取り出すとか、別の排砂というのは意味しないんですよね。

石井 ダンプで取り出しますようなことは考えておりません。

菊地委員 あくまでダム機能としての排砂。

石井 ダム機能として、排砂ゲートから排砂をするということを考えております。

菊地委員 ただ、そうだとすると、その手の排砂操作をやるとダムに全然貯まらないような書きかたに見えるんですけれども、そんなことはなくて、やはり小さい穴から幾ら排砂したってたまっていきますよね、後方とか。だから、やはりそれによって堆砂の時間がずっと稼げるとか、そういう意味のことは誤解のないように表現しておいた方がいいと思うんですけれども。

石井 承知いたしました。

村山委員長 よろしいでしょうか。

渡辺 事務局から確認で、23番ですけれども、特に答申には入れないということでよろしいでしょうか。

村山委員長 それでは、もしよろしければ次のところにいきたいと思います。24番から26番について、ステークホルダー協議に関するコメントが出ています。ご説明の方をよろしく願います。

島田 24番のステークホルダー協議に際しての社会的弱者への配慮についてコメントをいただいておりますが、社会的弱者への配慮といたしましては、これまでステークホルダー協議では、事前の告知方法とフォローアップに力を入れていきました。事前告知方法につきましては、村落開発委員会の書記の方以外にも、調査団やローカルコンサルタントが直接影響VDCの対象集落内にチラシを掲示いたしましたし、また地元住民がよく聞くラジオ番組の前に告知す

るなどの工夫を行いました。そうしまして、結果的には、女性の参加者数は伸び悩んだものの、低カースト出身の影響を受ける住民や、あるいは遠隔地に住む方など社会的弱者の参加も多く得たととらえております。

また、フォローアップですが、公的な場で発言をちゅうちょする住民がいることを想定いたしまして、当日コメントの記入を促しまして、また読み書きのできない参加者にはコメントの記入の補助を行いました。それから、読み書きができる住民からできない住民へ後日説明してもらえるようにということで、ネパール語での小冊子を作成・配布いたしました。このほか、世帯調査やフォーカスグループディスカッションを通じて、事業の説明と意見聴取を行いました。また、直接影響を受ける村落の方や住民組織、いわゆるコミュニティー・ベース・オーガニゼーションからも意見書が提出されている状態でございます。これらの意見や、過去の類似案件の教訓や経験を踏まえて、住民移転計画フレームワークや社会アクション計画を作成しております。

このような対応をとってきましたが、マスメETINGでは影響を受ける住民の方からの質疑応答の時間が限られてしまうということがございましたので、最後の協議は、コメントでもいただいておりますように、3カ所で行うことを検討しております。事前告知につきましては、これまでのマスメディアを通じた告知を減らし、社会的弱者を含め影響を受ける住民へ確実に告知できるよう、チラシの配布・掲示を拡充・徹底しようと考えております。また、展示物・配布物を充実させること、それから当日の協議に政府や地元要人の発言機会は最小限にとどめ、住民との質疑応答に最大限の時間を割くように、カウンターパート機関でありますNEAとも協議の上準備を進めていこうと考えております。

25番のコメントですが、女性の参加が少ないということで、女性だけの集まりを持ち計画を説明すべきではないかというご指摘、それから社会アクション計画プログラム、女性開発プログラムの中で、カトマンズのNGOも招いて参画してもらうことも検討してはどうかというコメントをいただいておりますが、これまでステークホルダー協議を2回実施いたしまして、女性の参加が少ないこともあり、世帯調査以外に女性だけを対象にしたフォーカスグループディスカッションを行っております。この中で事業案と調査の計画を説明し意見を聴取しております。この女性を対象にしたフォーカスグループディスカッションの結果を踏まえ、社会アクションプラン計画の一つとして、女性開発プログラムを作成しております。

第3回のステークホルダー協議では、全体の調査日程が限られていることもございまして、女性だけを対象にした同様のフォーカスグループディスカッションを行うのは困難と考えてお

りますが、郡女性開発事務所を初めとする対象地域の女性と恒常的に接触がある組織に、参加できなかった女性には小冊子を配布、説明していただき、事業の情報普及等協力を依頼する予定であります。

また、実際の女性開発プログラムの実施につきましては、女性を初め住民の主体性を確保するために積極的な参加を促すことと、現地の女性や社会的弱者の実態に詳しい郡女性開発事務所や、ジェンダー格差縮小に向けて既に現地コミュニティで活動しているNGOやCBOとの連携・協力を重視すべきと考えております。

26番でございますが、ステークホルダー会議の参加者の属性について、被影響私有地あるいは被影響構造物の所有者、非自発移転世帯という形で分けることを明確にできないかというコメントをいただいておりますが、実際ステークホルダー協議の事前告知の中では、明らかに移転を余儀なくされるであろうというセティ川沿いの住民、それから世帯調査の対象となりました満水位425メートル以下に住む、恐らく影響を受けるであろう世帯の方を中心に参加を呼びかけております。しかし、実際に満水位が415メートルというふうに最終的に決定されたのがステークホルダー協議の後であったということ、それから425メートル以下の影響構造物の所有者と移転世帯の世帯主の氏名は把握できておりますが、私有地につきましては未登録の土地もあるということで、すべての所有者名を把握できていない状態でございます。

また、家族構成員の氏名が把握できていないこと。それから、ネパールでは同姓同名が多く、直接影響を受けない住民も参加者に含まれておりますステークホルダー協議の際に判別することは困難なことから、いただいておりますコメントの属性を分類・明確にはできません。しかし、このような参加者の属性というのは、詳細設計の調査時に具体的な補償問題を協議する際には、明らかにするようにNEA側に提言する予定でございます。

村山委員長 ありがとうございます。ここについて追加のコメント、質問いかがでしょうか。真崎委員、どうぞ。

真崎委員 24番ですけれども、非常にいろいろ配慮されたというか、いろいろな対策を打っておられるということで非常にいいことだと思うんですけれども、少々気になることがあります。今の26のところでは最後に「協議参加者の属性を分類・明確にできない」とおっしゃっているのに、24のところでは、どうやら五、六時間かけて弱者の人が参加しているというんですね。何かそこはすごく矛盾しているような気がするんですけれども。

ネパールは非常にややこしい社会で、例えば少数民族で、いわゆる山岳民族と言っていいんですかね、そういう人たちもいるんですけれども、では山岳民族が全員弱者かということ、そう

いうわけでもなくて、いろいろな人がいると思いますし、それは例えば土地なしと言われる人の中にもいろいろな人がいるわけです。中には土地なしのプロフェッショナルという人がいて、土地なしのふりをして土地を集めるという人もいたりして、あとは例えば下位のカーストの人といったって、経済的に豊かな人もいれば貧しい人もいます。だから、名前から見て、いわゆる弱者に入るだろうという人がいるから、弱者がいたというのは少々単純な結論ではないかという気がいたします。

そもそも本当に貧しい人とかは、五、六時間割くというのはかなり厳しいと思うんです。やはり日々の生活に追われていて、例えば日雇いの労働であるとか農業で、その時期にもよると思うんですけれども、農業で農作業が忙しいとか離れられないということが多いと思うので、その辺は少々、把握する場合は慎重に検討した方がいい。それはそれぞれ、いろんな影響地域に行って、その影響をどれぐらいの人がきちんとその情報を持って、それで意見を言えているか調べに行かれるということですが、それでも。

それから、もう一つ、24番で気になるのが、発想として、弱者がいるから弱者に、直接行って弱者と話をする、弱者から直接話を聞くということですが、言語の問題もありますし、それから先ほど言った時間の問題もありますし、あとやはり社会の構造とヒエラルキーで、そういう人たちが、外から日本人とか政府の役人が来て顔を上げてしゃべれるかというところもあるんですね。そういう意味からすると、もうちょっと、英語で言う「レプレゼンテーション」、そういう人たちを代弁する、代表するというのはどういう人がいるんだろうかと。例えばカーストが高い人であっても、政党の活動家であれば、例えばそういう人たちのために票集めということも考えていろいろ意見を吸い上げて表明するとかいうこともあると思いますし、その辺がどういうふうにしたら、弱者の人たちの声が届くのかというところを、もう少しネパールの社会のあやとか構造とか、その辺をもうちょっととらえた方が安心ではないか。先ほど言ったように、例えば土地なしと言いながら土地なしでない人が、土地なしのことを代弁するというのはおかしな話ですから。

とりあえず、以上です。

村山委員長 今のご意見について、追加で何かございますか。

島田 いただいたコメントにつきましては、第3回目の協議の際にも重々留意して進めたいと思います。

村山委員長 菊地委員、どうぞ。

菊地委員 今の同じ24の対応案の下から3行目、「政府や地元要人の発言機会は最小限にと

どめ」、これは要らないのではないですか。何かこの委員会がこの人たちにしゃべらすなど言っているみたいに。なくても意味は通じるのでとった方がいいと思いますけれども。

島田 この部分は削除させていただきます。

村山委員長 では、今のご意見のような形でお願いいたします。そのほかいかがでしょう。織田委員はいかがでしょう。

織田委員 これまで女性を対象にしたフォーカスグループディスカッションが行われていたということについて十分に認識がなくて、一つでも、1回でもそういう努力がなされたことを大いに評価したいと思います。

ただ、これも感覚の問題なんですけど、女性と、それから弱者というのが常にセットになっているんですけども、ここで特に強調しなかったことは、情報が届かないとか発言の機会がないという意味では確かに社会的弱者ではあるんですけど、特に「NGOを招き」というようなことを書いたのは、現在、新しく法律が変わって、たしか土地の権利、女性が財産権を得るということが強調されている背景があると思ったものですから、そういうこととつなぎ合わせて、この問題についても土地を得る権利があるのだ、または女性もそういうことに発言する権利があるんだということが伝わるような形で、ぜひ進めていただければというふうに思いました。

ここに書かれていることは、別に私は余り問題を感じません。

村山委員長 では今の点、特によろしいですか。

それから、あと26について私の方から出しましたが、趣旨としては、やはり影響を受ける人たちがどの程度参加をしているのかということですので、かなり細かく記述するのは難しいということですけども、この形を少し変えるかもしれませんが、答申として書くことになると思いますので、今後のステークホルダー会議、それから先ほどの真崎委員のお話からすると、会議をするというよりはこちらが出向いて行って議論していくという、そういうことも含めてぜひご対応いただきたいと思います。

それから、あと2つですね、27番、28番。今後の計画についてありますので、この点についてご説明をお願いいたします。

島田 27番でございますが、社会アクション計画に関しまして、NGOやCBOとの連携とすることを記載しておったんですが、このNGOやCBOもいろいろな団体があるということで、逆にあつれきや障害を住民との間に起してしまう、そういったことに加担してしまうおそれがあることに留意すべきというご意見をいただいております。この点につきましては、いただいたコメントにある点を十分に留意して進めるように、NEA側に提案していきます。

それから、次のコメントといたしまして、地方選挙後の郡開発委員会の長や、あるいは村落開発委員会の長、市長等が選ばれた際には、これらの方々との連携・協調ということコメントいただいておりますが、こちらも地方選挙後を見据えて、これらの方々との関係構築強化、社会アクションプログラムへの主体的な参画と、それから事業全体への積極的な協力を促すようにNEA側に提案を行いたいというふうに考えております。

また、社会アクションプログラムで、その前に優先的な住民からのニーズというのを記載しておったんですが、こちらと選ばれております8つの社会アクションプログラムとの対応関係が明確ではないというご指摘をいただいておりますので、こちらはファイナルレポートで対応関係を明示いたしたいというふうに考えております。

それから、8つのアクションプログラムについて、優先順位をつけられないかというご指摘をいただいているんですが、8つの社会アクションプログラムは1つのパッケージと位置づけているため、プログラム間で優先順位をつけることは考えておりません。ただ一方で、プログラムの質から緊急に実施すべきもの、短期間で実施すべきもの、あるいは中・長期間にわたって実施すべきもの等は、ファイナルレポートで整理・追記したいというふうに考えております。

青木 続きまして、28番の環境管理計画についてですけれども、ご指摘のとおり、現在、環境管理計画の部分の記述が、人的資源の配分や組織のみと、要するに、環境にかかわる緩和策やモニタリングの担当について述べてあるだけという状況ですので、これにつきましては、各環境社会配慮項目につきまして、影響に関わる事業活動・内容、それに伴う影響タイプ、それからそれに対する緩和策、その緩和策を実施する責任機関、実施主体、それからその緩和策の実施状況などをモニタリングする対象・方法・場所・時期・頻度などにつき、イメージとしては表として整理した上で、ファイナルレポート及び環境社会配慮レポートに追記させていただきたいと考えております。

村山委員長 ありがとうございます。 それでは、最後の2点、いかがでしょうか。真崎委員、よろしいでしょうか。 それでは、一通りご説明いただいて、こちらと議論をいたしましたが、全体を通じて何か補足、追加がありましたら、お願いいたします。 長谷川委員、どうぞ。

長谷川委員 ご説明ありがとうございました。

いろいろな環境項目について、コンサルタント側の判断を聞かせていただいたのですが、ある程度理解ができたり、納得がいったものがほとんどでした。しかし一点、18番のダム建設の下流部の自然環境というところですね。先ほど各国に影響という部分で、今回調査の対象外に

なってしまうというようなことも、おっしゃっていたと思うんです。そのため、モニタリングみたいなものを広域的に各国と協力してやるみたいなことを提言するということなんですけれども、モニタリングそのものは対策ではございませんよね。モニタリングをやって、何年かして大きな問題が起こって、ダムはもう造ってしまった、これを壊すのかみたいな話が出ないと限らないような気がするんですよ。これが非常に気になっているんですね。

他の環境影響はネパール一国の話ですから、モニタリングをやって、その後に対策を何かやって、それなりに対処はできると思うんですが、国際河川で調査対象外ということで何かフォーローム的なことを提言するだけでは、後で問題にならないのかという。だから、ここをもうちょっと、例えばダム建設後も通常流れている水量と比べ、下流部のいろんな湿地への水文的影響は非常に小さいというような、詳しくないまでも、余り問題点を感じさせないような結果まで持って行っていただきたい。他の国に触れるということではあるんですが、18番だけはしっかりやっておかないといけないのかなという感想を持ったものですから、あえて言わせてもらいました。

以上です。

村山委員長 今の点ですが、いかがでしょうか。1つは、今回の事業が流域に及ぼす寄与について、全体に対する寄与を明確にしておいた方がいいというご意見が含まれていたと思いますが、その点についてはご対応いただけると考えてよろしいでしょうか。幾つかのご説明の中で、そういう話は出てきたようにも思っているんですが、いかがでしょうか。

青木 今の本事業の水文上とかという観点での流域で占める割合とか、そういうことにつきましては、1番のところでは若干述べさせていただいているようなところがあります。こういった点につきましては、レポートにも記載してないところですので、こういった点は追記したいと考えています。

村山委員長 中村委員、何かありますでしょうか。

中村委員 よろしいですか。この諮問案件に対するコメントとして適切な意見かどうかかわからないので、発言を控えていたんですけれども、この河川に限らず、いろいろな国際河川、大きな川ではそのプロジェクトの直接的な影響はある程度の範囲にとどまるからと、例えば今回私がお質問した1番に対するご説明の範囲内で、流量に変化がないから比較的影響が少ない、これは私は理解をしますので、お答えとしてはこれは納得をいたしましたし、今の18番のことにしても、一応この案件の諮問に関するお答えとしては、この範囲内で納得をせざるを得ないだろうということで何も申し上げなかったんですが、こういうふうなことで一つの川のいろ

いるなところで、ここでの影響は少ないとか、あるいはそれについては配慮をするというようなことで、いろいろなプロジェクトがあちこちで行われていた場合に、河川の生態系はもう壊滅的な状況になるということは起こり得るし、世界的にたくさん起こっていることなので、それに関して私は大変悩ましいという思いを持って対応しているということについて、これは諮問に対することとはちょっと違うと思うんですけども、思いがあるということだけ機会を得て発言させていただきました。

村山委員長 ありがとうございます。

恐らく今の点は、8番のコメントで柳内委員がご指摘になっているように、上位計画との関係に関するアセスメントがしっかりされていれば、ある程度回避できる。S E Aがもしちゃんとやられれば累積的な影響が検討されるはずなので、本来はこういうことが必要だと思うんですね。ただ、この案件については、もう既に進んでいるところがありますので、なかなか難しいところはあると思いますが、そういった視点はぜひどこかに記述を加えておいていただけるといいかなというふうに思います。よろしいでしょうか。

はい、柳井委員、どうぞ。

柳内委員 今回の調査がF / S調査として始まっておりますので、調査団の方にしてみるとご異論もあるかと思うのですが、この調査の上位計画が外国政府により策定されておりますので、J I C Aガイドラインの精神を受けて、S E Aの考えがどのように反映されているかにつき、レビューされる方法もあるかと思えます。

これは今後の問題として、開発調査がF / Sレベルからスタートする場合には、マスター・プラン等の上位計画をS E Aの観点でレビューするプロセスが導入されることが、国際案件であればこそ必要なのではないかと思えます。

野村委員 中村委員のご指摘は、極めてごもっともだと思いますが、ただ、おっしゃっていたように極めて難しい。どこかで累積的な影響が出てくる可能性があると思いますが、本件の場合、ネパール国内でのS E Aは可能だろうと思いますが、ただし、ネパールを過ぎてインド、バングラディッシュに下がっていったときに、無軌道なダムだとか水利用の案件が出てきたとして、果たしてそれがどの地点にどのような影響を及ぼす可能性があるのかは非常に難しい問題で、少なくともネパールに対する協力でS E Aという考え方を導入したとしても多分解決できない。といってインド、バングラディッシュの協力も得られないでしょう。もっと言えば電力に限らず、農業用水、飲料水としての水利用が、その国内の水資源の利用の権利ということからすると、そこに制約を課すような議論は極めて難しいだろうと思わざるを得ません。中村委員

のご心配は極めてもっともだとは思いますが、この場で今回のコンサルのチームの方々にS E Aをしっかりとやればということで、解決の方途といいますが、その方向性として投げかけて終わりにしてしまうには、難し過ぎる問題という気がします。

村山委員長 ほかにいかがでしょうか。

確かに野村委員おっしゃるように、今の話は1つの案件に対して調査団に質問する枠を越えていると私も思います。ただ、今の点について、恐らく今後の協力事業のあり方にもかなりかわっていて、本来調査団の方と議論するだけではなくて、JICAの担当の部署との議論というのここには含まれているはずですので、そういう意味では、今の点というのは非常に重要ですから、今後の審査会としては課題の一つというふうに考えておきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、ほかになければ、答申案協議についてはこれで終わりにしたいと思います。

野村委員 すみません。今ごろこんなこと言って申しわけないんですが、一つだけ教えてください。この案件は、ネパールの電力供給源として既存の火力発電所を代替する機能はないというふうに理解してよろしいですか。

石井 ございますが、本件はネパール国の需要向けでございます。

野村委員 この案件ができると、火力発電所の稼働が下がるという見通しがあるのでしょうか。

石井 はい。火力発電所は、前回ご説明いたしましたように、ピークの電源として位置づけられておりますので、本プロジェクトが完成すれば、ピーク時に発電していた火力発電所の発電は行わなくてもいいことになります。

野村委員 もしそうだとすると、CO₂の削減量みたいなものを明記していただけるとありがたいと思います。

石井 はい。ただ、前回も申し上げましたように、ネパールは火力発電の単価が非常に高いので、電力量に直しますと大したことないんですよ。

村山委員長 それでは、これで答申案協議については終了したいと思います。

次に移ってよろしいですか。それでは、今後の予定ということで2番目に上がっていますので、事務局の方からご説明をお願いいたします。

渡辺 次回の前に、今ご議論いただきましたネパールのアッパーセティの答申案につきましては、委員のコメントが複数出ている項目もございますので、事務局で答申案をまたお送りして、確認をさせていただくというようにしたいと考えております。

また、答申を受けまして、ドラフトファイナルレポートが修正され、5月にネパール側とドラフトファイナルレポートの協議が行われる予定ですが、その際に、審査会の委員にもお一人ご参加いただきたいというように考えております。人数が限られているため、事務局で担当委員の中から、ネパールにご駐在の経験のある真崎委員に行っていただきたいということで、内諾をいただいているところでございますので、ご帰国された後に簡単なご報告をお願いしたいというように考えております。

今回の予定でございますけれども、議題の追加がございまして、開始時間を、14時からにさせていただきますというように考えております。議題としましては、ここに書いてございますモザンビークの答申案協議、18年度実績、昨年スコーピングにつきまして答申をいただきました、インドの幹線貨物鉄道輸送力強化計画につきまして、中間段階の報告をさせていただきますというように考えております。

スタートが2時からになりますので、いつもより早くなりますが、よろしく願いいたします。

以上でございます。

村山委員長 ありがとうございます。一つ、今後の答申のまとめ方ということで、メールのやりとりになると思いますが、よろしく願いいたします。

それから、委員の中から真崎委員にご出張いただくと。「簡単に」というよりは、ぜひ現地の状況をご報告いただきたいと思います。

それから、次回が2時からということですので、よろしく願いいたします。そのほかとということで何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ちょうど5時ということで、きょうは調査団の方、かなり短期に、比較的充実した対応案をつくっていただいたおかげだと思っております。この場をかりて感謝を申し上げます。よろしくお願いいたします。

では、これで終了させていただきます。